国民年金

国民年金に加入しましょう！
―外国人の皆さんへ―

昭和五十七年一月一日から外国人の方も国民年金が適用されることになりました。

したがって、外国人（日本国籍を有しない人）の方も日本人と同じ様に、国民年金に加入することになりました。豊かな老後の生活保障と万一事故に遭ったときにも年金が受けられる国民年金に加入しましょう。

◎国民年金とは　農林漁業に従事している人、小規模の商工業を営んでいる人とその家族のための年金制度で、年を取ったり、障害者となったり、死亡した場合に年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

この制度は、加入している人が、納める保険料、国の負担金とこれらの利子によって国が責任をもって運営するものです。

◎加入しなければならない人　日本国内に住んでいる二十歳から五十九歳までの人で、厚生年金などの年金制度に加入していない人は、すべて国民年金に加入しなければなりません。自営業者、従業員五人未満の職場で働く人、サービス業者、自由業者、日雇労働者、無職者などの人が加入しなければならない人です。

◎希望すれば加入できる人　ほかの年金制度に加入している人の奥さん、昼間部の学生などは希望すれば加入することができます。

◎保険料　国民年金に加入した月から六十歳になる月の前月まで納めます。

保険料の額は、昭和五十七年三月までは毎月四千五百円、昭和五十七年四月からは五千二百二十円です。

◎どんな年金が受けられるか　国民年金に加入して一定期間保険料を納めますと、次のような年金が受けられます。

○老齢年金　保険料を二十五年以上納めた人が六十五歳になったときから支給されます。

○通算老齢年金　国民年金の保険料を納めた期間とほかの公的年金制度の加入期間と合わせて一定の条件に達すれば支給されます。

○障害年金　病気・けがのために身体障害になり、日常生活に著しい制限を受ける場合に支給されます。

○母子年金　夫と死別した妻に、十八歳未満または、二十歳未満の障害のある子がある場合に支給されます。

○準母子年金　夫、息子、あるいは父などが死んで、後に残された祖母や姉が、孫や弟妹と一緒に生活、母子家庭と同様な状態にある場合に支給されます。

○遺児年金　父母に死別した十八歳未満の子、または、二十歳未満で障害のある子に支給されます。

○寡婦年金　老齢年金を受ける条件を満たしていた夫が死亡した場合に、妻が六十歳から六十五歳の間、夫の老齢年金の半額が支給されます。

○死亡一時金　保険料を三年以上納めた人が、なんの年金も受けずに亡くなった場合にその遺族に支給されます。

○加入の手続き、問い合わせ　市国民年金課、各地区事務所厚生係へ。

水道料金

4月分から平均12.7%アップ
一般家庭は月平均250円値上げ

十二月定例市議会に提案されていた「市給水条例の一部改正案」が、さる十二月二十五日の本会議で可決されました。これにより、水道料金が四月分から平均一二・七%引き上げられることになりました。一般家庭では月平均二百五十円の値上げとなります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

料金表の比較

種別	用途及びメーター口径		準備料金	現行 水道料金 10㎥まで	11～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101～300㎥	301㎥～	改定後 水道料金 10㎥まで	11～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101～300㎥	301㎥～
専用給水装置	一般用	13mm	450円	／	1㎥につき55円	1㎥につき60円	1㎥につき70円	1㎥につき80円	1㎥につき95円	1㎥につき20円	1㎥につき60円	1㎥につき65円	1㎥につき75円	1㎥につき85円	1㎥につき100円
		16mm													
		20mm	1,000円	1㎥につき50円						1㎥につき55円					
		25mm	1,600円												
		40mm	4,000円												
		50mm	6,200円												
		75mm	13,700円												
		100mm	25,100円												
		150mm	55,000円												
	公衆浴場用		／	使用水量300㎥まで 6,000円			使用水量300㎥を超える分 1㎥につき 16円			専用　使用水量300㎥までの分 6,000円				使用水量300㎥を超える分 1㎥につき 16円	
										併用　使用水量20㎥までの分 1,250円		使用水量20㎥を超え300㎥までの分 6,000円			
	船舶給水用		／	1㎥につき　60円						1㎥につき　80円					
共用給水装置	家事用		／	1世帯につき使用水量10㎥まで 240円			1世帯につき使用水量10㎥を超える分 1㎥につき 26円			1世帯につき使用水量10㎥まで 240円			1世帯につき使用水量10㎥を超える分 1㎥につき 30円		
私設消火栓	演習用		／	1栓　放水時間10分につき　500円						1栓　放水時間10分につき　600円					

備考：公衆浴場用の「専用」とは公衆浴場用のみに使用するものをいい、「併用」とは一般用にも使用するものをいう。

58年度末には10億円の赤字

水道財政は、近年の諸経費の増大で赤字財政となっています。このままでいくと、五十八年度末には十億円余の大幅な赤字が予測されるため、料金改正案を今議会に提案し、可決されたものです。

今回の改定の考え方としては、経済情勢がある程度把握出来る二年間を当面の期間として、水道事業の健全な運営を維持するための、あくまでも必要最小限度の改定幅に抑えることを基本としました。

その結果、①料金体系は原則として、現行料金体系をくずさずに、口径十三ミリ㍍および十六ミリ㍍の需要者に対しては、負担の公平を図るため、従来の十立方㍍の水量付きを改める②公衆浴場用料金は据え置きとする。ただし、公衆浴場用と一般用とを併用している需要者に対しては、一般用の平均使用量である二十立方㍍までの分千二百五十円を負担して頂く制度を新しく加える－などとなっています。

水道料金は、「準備料金」と「水量料金」の合計で算出されます。

水量料金は、実際に使用された水の量に応じて計算され、使用量が多くなるにつれて料金が高くなる仕組みになっています。

準備料金は、メーターの口径によって区分されています。

一般家庭のメーターの口径は、十三ミリ㍍と十六ミリ㍍が大部分で、月平均使用水量は二十立方㍍です。

現行の水道料金と比べてみますと、現行は月千円で、改定後は月千二百五十円となり、月二百五十円の値上げになります。（料金の徴収は二カ月ごとですから、一カ月に二十立方㍍ずつ使えば、一回のお支払い額は（二カ月分）で、現行では二千円、改定後は二千五百円となります）

この冬、水道管を守りましょう

毎年、冬になると台所のじゃ口が凍ったり、水道管が破裂して困った経験をお持ちになったご家庭も多いことと思います。この冬は、そんなことのないようご用心下さい。

水道管の大敵は寒さです。気温がマイナス四度以下になると水道管が凍り、破裂したりします。（風の強さや風の向きによっては、マイナス四度以下にならなくても、凍結事故は多発しています）

翌朝にかけて強い冷え込みが予想される晩には、水を少し出しておやすみ下さい。

上所島地区

住居表示実施の告示

上所島地区の住居表示を実施するために、実施計画区域内の町（字）の区域と名称変更について、住居表示に関する法律に基づき、次のように告示します。

告示期間　一月十二日から二月十日まで
場所　市役所本庁舎、各地区事務所・連絡所の掲示場
問い合わせ　市生活課住居表示係（☎28－一一〇〇）へ

新町名	実施前の町（字）名
下所島1丁目	下所島の一部、上所島の一部
下所島2丁目	下所島の一部、堀之内の一部、近江の一部
上所1丁目	上所島の一部、下所島の一部
上所2丁目	上所島の一部、出来島の一部、新光町の一部
上所3丁目	上所島の一部、下所島の一部、近江の一部、新和の一部
上所中1丁目	上所島の一部
上所中2丁目	上所島の一部、新和の一部
上所中3丁目	上所島の一部、近江の一部、新和の一部
上所上1丁目	上所島の一部
上所上2丁目	上所島の一部、近江の一部
上所上3丁目	上所島の一部、近江の一部
東出来島	出来島の一部、上所島の一部、近江の一部

変形性（股）膝関節症
―どの程度動いてよいでしょうか―

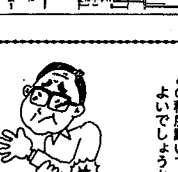

「関節の老化現象ですよ、適当な運動をすること、無理は禁物です」と言われた事がありませんか。

この場合の「適当な運動量」とは、翌日、痛みが残らない、いつものように動くことができる程度をいいます。朝起きて動かしていると痛みが取れるような「こわばり」は正常ですので心配ありません。

老化現象の程度や型は一人ひとり異なり、また肥満の程度や合併症の有無もありますので、例えば三十分位歩いてよい人もいれば、一時間位が適当な人もあります。

健康一口メモ

肥満の人は食事療法などで減量し、内臓などに合併症のある人は治療を受けて、さらにできれば運動療法などにより「適当な運動量」を増やしてゆくよう心掛けてほしいと思います。

（新潟市医師会）

離乳食講習会

日時　1月13日午後1時～3時半
会場　東保健所
対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん
持参品　母子手帳

献血車「ゆうあい号」

月日	時間	会場
1・11	午前9時～午後3時	湿興製作所㈱　（新崎）
1・12	午前9時～午後3時半	三菱金属㈱新潟製作所　（小金町）
1・13	午前9時～　正午	トヨタオート新潟㈱　（万代4）
1・13	午後1時～3時半	新潟理容美容高等専修学校（川岸町2）
1・14	午前9時～11時半	トヨタカロー新潟東営業所（豊1）
1・14	午後1時～3時半	大新合板工業㈱　（中木戸）
1・15	午前10時～午後2時	市体育館（成人式）
1・16	午前10時～午後4時	ジャスコ新潟店前

※正午から午後1時までは受け付けを休みます

成人病食事相談

月日	会場	時間	申し込み
1・12	上新町公会堂	午前10時～午後2時	会場へ
1・12	西保健所	午前9時～11時	電話で
1・13	石山地区保健センター	午後1時～3時	会場へ

老人健康相談

日時　1月14日午前10時～正午、午後1時～3時
会場　老人憩いの家「大江山荘」
対象　大江山地区在住の60歳以上の人

成人出張健康相談

日時　1月11日午前10時～正午、午後1時～3時
会場　中地区公民館
対象　山の下地区在住の人

風しん抗体価検査

日時　1月12日午前9時～10時
会場　東・西保健所
対象　高校生以上の女子（妊婦を除く）
料金　720円
申し込み　電話で東・西保健所へ

保健婦による健康相談

月日	対象地区	会場	時間
1・11	赤塚	赤塚連絡所	午前10時～正午 午後1時～3時
1・12	内野	上新町公民館	
1・13	石山	石山地区保健センター	午後1時半～3時
1・13	内野	五十嵐1の丁公会堂	午後1時～3時
1・13	曽野木	鐘木会館	午前10時～正午 午後1時～3時
1・14	鳥屋野	鳥屋野自治会館	午後1時半～3時
1・14	中野小屋	中野小屋連絡所	午前10時～正午 午後1時～3時

※内野地区の上新町公民館会場、石山地区は医師による相談。また曽野木地区の午前は成人が、午後は妊産婦・乳幼児が対象

保健所・保健センター電話案内

保健所・保健センター	電話
東保健所	☎41－4111
西保健所	☎66－5171
石山地区保健センター	☎86－4450
鳥屋野地区保健センター	☎85－2373
北地区保健センター	☎59－7332
西地区保健センター	☎62－3405
坂井輪地区保健センター	☎60－3255

育児講習会

日時　1月22日午後1時～（受付時間は午後零時半～1時まで）
会場　鳥屋野地区保健センター
対象　鳥屋野地区在住の生後6・7カ月の第1子とお母さん20人
内容　小児科医の診察と話し、個人相談
持参品　母子手帳
申し込み　電話で鳥屋野地区保健センターへ